

社会福祉法人足柄緑の会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人足柄緑の会（以下「法人」という。）の定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事・監事）および評議員（以下「役員等」とする）について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与および退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める。
- (2) 通勤手当については、給与規程第24条の規定に準ずる額
- (3) 職務のため出張したときは、役員等旅費規程に基づき、旅費・日当・宿泊日当を支給する。

(職員給与との併給)

第4条 法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等は支給しない。

(報酬等の支給時期および方法)

第5条 役員（理事・監事）に対する報酬等は、業務を行った月の1日より末日までを計算期間とし翌月22日に支給する。ただし、支給日が休日の場合はその前日に繰上げ支給する。支給方法は本人の指定する預貯金口座への振込とし、振込に同意しない場合は現金払いとする。

- 2 評議員に対する報酬等は、評議員会出席や法人の業務に従事した場合にその都度、支給する。支給方法は原則として現金払いとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額および本人から申し出があったときには給与規程第8条第4号に規定する金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 6 月 11 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 6 月 20 日から施行する。

別表1 役員等の報酬

(1) 評議員

項 目	日 額
評議員会出席	10,000円
法人の業務に従事	5,000円

(2) 理事

① 理事長 月額 200,000円

② 理事長以外の理事（法人職員を兼務している者は除く）

項 目	日 額
理事会出席	7,000円
法人の業務に従事	5,000円

※ 理事の各年度の報酬の総額は5,000,000円を超えない範囲とする。

(3) 監事

項 目	日 額
理事会出席	7,000円
監事監査	7,000円
評議員会出席	7,000円
法人の業務に従事	5,000円

※ 監事の各年度の報酬の総額は5,000,000円を超えない範囲とする。